

「県営土地改良事業計画変更の協議のための変更後の土地改良事業計画の概要について」

県営農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）鎌手地区の事業計画を変更することについて、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 4 項に規定する協議をしたいので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により、変更後の土地改良事業計画の概要を次のとおり公告する。

令和 6 年 11 月 20 日

香川県知事 池田 豊人

1 縦覧期間

令和 6 年 11 月 20 日から令和 6 年 12 月 10 日まで

2 縦覧場所

香川県のウェブサイト

3 意見書の提出

土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 9 項の規定により、縦覧に供された土地改良事業計画の概要に意見がある者は、次の項目を記載した書面を縦覧期間満了の日までに次の提出先に提出することができる。

（1）記載すべき項目

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ② 事業者にあつてはその事業の種類及び沿革
- ③ 意見の内容

（2）提出先

郵便番号 760-8570

高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県農政水産部土地改良課 用地・管理グループ

電子メール : tochikai@pref.kagawa.lg.jp